

関係各位

公益財団法人日本体操協会
 審判委員会体操競技男子審判本部

体操競技男子2022年版採点規則における内容の一部変更について（通達）

■技の繰り返しに関する解釈の変更について

技の繰り返しについて、従来の見解では一度実施された技は認定または不認定に関わらず、繰り返された技についての価値は与えられず、例外としてその技で落下した場合やあん馬における終末技のみ繰り返しを認めるといった規則となっていました。しかし、近年の国際競技会において、落下を伴わない実施で不認定となった技に対して、繰り返しを認めるケースが出てきました。そこで、改めてFIG/MTCに問い合わせを行った結果、「落下を伴わなくても不認定となった技を繰り返して実施し、成立した場合はその技の価値を認める。」といった回答がありました。そのため、男子審判本部では、従来の技の繰り返しに関する見解を変更し、2022年版採点規則の内容を一部修正(以下参照)することと決定しました。

なお、この通達は**2022年8月1日**より適用することとします。

〈2022年版体操競技男子採点規則一部修正〉 ※赤字追加

P.19

7-1条4. 技(同一番号を持つ技を含む)は繰り返すことができるが、繰り返された技はDスコアに関与することはない。ただし、成立しなかった技を再び実施し、認められた場合は難度が与えられる。

P.21

7-5条3. 繰り返した技(同一技番号の技)の難度や組合せ加点は与えられない。ただし、成立しなかった技を再び実施し、認められた場合は難度が与えられる。

P.27

9-3条2. b)技の繰り返し

i.技を繰り返すことは認められるが、難度や組合せ加点を得ることはできない。しかしながら、それらの実施もE審判によって評価される。ただし、成立しなかった技を再び実施し、認められた場合は難度および組合せ加点が与えられる。

■事例

- ・つり輪:「後方車輪倒立(2秒)(C 難度・グループ I)」を実施したが、倒立で倒れる(不認定)→再び「後方車輪倒立(2秒)」を実施し成功させる。→**C 難度・グループ I 認定**
- ・つり輪:「ホンマ十字懸垂(2秒)(D 難度・グループ III)」を実施したが、ホンマにおける肩角度の逸脱が 45°を超える(「十字懸垂(2秒)(B 難度・グループ II)」のみを認定)→再び「ホンマ十字懸垂(2秒)」を肩角度の逸脱が 45°以内で実施する→**D 難度・グループ III 認定**
- ・平行棒:「棒下宙返り倒立(D 難度・グループ III)」を実施したが、角度逸脱が 45°を超える(不認定)→再び「棒下宙返り倒立」を実施し成功させる。→**D 難度・グループ III 認定**
- ・鉄 棒:「アドラーひねり倒立(D 難度・グループ III)」を実施したが技が意図した方向に続けられない(不認定)→再び「アドラーひねり倒立」から「伸身トカチェフ1回ひねり(リューキン)(F 難度・グループ II)」を実施し成功させる。→**D 難度・グループ III、F 難度・グループ II、組合せ加点0.2を認定**

以上